

平成25年陸別町議会6月定例会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成25年6月11日 午前10時00分		議長	宮川 寛	
	閉会	平成25年6月11日 午前11時49分		議長	宮川 寛	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 8人	1	本田 学	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	古田 英一	○			
凡例	3	多胡 裕司	○			
○ 出席を示す	4	野尻 秀隆	○			
▲ 欠席を示す	5	七戸 一登	○			
× 不応招を示す	6	村松 正敏	○			
▲㊟ 公務欠席を示す	7	河瀬 洋美	○			
会議録署名議員	七戸 一登		村松 正敏			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			書記 吉田 利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	金澤 紘一		教育委員長	石橋 勉	
	監査委員	飯尾 清		農業委員長（議員兼職）	多胡 裕司	
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	佐々木 敏治		会計管理者	芳賀 均	
	総務課長	高橋 豊		町民課長	朝日 大二	
	産業振興課長	副島 俊樹		建設課長	小栗 幹夫	
	保健福祉センター次長	早坂 政志		国保児童診療所事務長	早坂 政志	
	総務課主幹	空井 猛壽				
教育委員長の委任を受けて出席した者の職氏名	教育長	野下 純一		教委次長	有田 勝彦	
農業委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟方 勝則				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第39号	財産の取得について
4	議案第40号	北海道市町村総合事務組合理約の変更について
5	議案第41号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
6	議案第42号	平成25年度陸別町一般会計補正予算（第2号）
7	議案第43号	平成25年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
8	議案第44号	平成25年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
9	議案第45号	平成25年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
10	議案第46号	平成25年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（吉田 功君） おはようございます。

町民憲章を斉唱したいと思います。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

◎開会宣告

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成25年陸別町議会6月定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これより、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係の諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

なお、町長より、地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分の報告について1件と、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づく人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについてが提出されております。

◎町長行政報告

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告があります。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 第2回臨時会以降本日までの会議及び事業、行事等についてお配りいたしております行政報告を申し上げます。ペーパーのほかに、口頭で4件申し上げます。

一つ目は、公用車による物損事故について御報告申し上げます。

3月9日午後6時50分ごろ、職員が出張先の北見市から帰町する際、道道北見白糠線の美園付近で、道路施設、スノーポールを損傷させる事故が発生いたしました。幸い、この事故で運転手にけがはなく、大事には至りませんでした。昨年より、職員には交通安全の徹底を指示しており、今回の事故が発生したことにつきまして非常に残念に思っております。今後、このような事故が発生しないよう、担当課長、担当職員に、厳重に注意、指導を行ったところであります。なお、今回の事故に係る必要な経費を計上いたしておりますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

次に、叙勲について御報告申し上げます。かねてより、元町議会議長河本哲士氏の叙勲につきまして上申をしておりましたが、このたび、平成25年4月29日の春の叙勲におきまして、旭日双光章が決定されました。河本氏は、昭和58年から平成23年までの7期28年間、町議会議員として御活躍され、平成19年から平成23年の1期4年間は町議会議長の要職をおさめられ、町政と地域の発展に御尽力をされました。この伝達式は5月9日に札幌市で開催され、高橋はるみ北海道知事から伝達されたところであります。このたびの河本氏の叙勲受賞を、町民を代表してお喜びを申し上げたいと存じます。

次に3点目ではありますが、十勝圏における消防の広域化について御報告申し上げます。平成25年5月13日開催の市町村長会議におきまして、新たに署長会議のもとに設置いたしました、総務、通信、運営の三つの部会を中心に財政シミュレーションの検討作業が進められ、その内容が報告をされたところであります。その中で、当初設置を予定しておりました、広域的な大規模災害時に対応する、仮称ではありますが、広域支援隊につきましては、費用対効果の面でさまざまな意見が出されまして、協議の結果、広域化スタート時には設置を見送ることといたしました。今後につきましては、財政シミュレーションを議会へ報告いたしまして、市町村長の合意の後に、地域消防運営計画の素案の作成に着手することになりました。以上が、確認された内容であります。これまでどおり、陸別町として町民が安全・安心に暮らし続けていけることを第一に発言し、意見を反映させていく所存であります。今後とも、市町村長会議など、その都度、議会に報告をしていきたいと考えております。

最後に、農作物の生育状況について御報告申し上げます。6月1日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所調べによります農作物生育状況について報告をいたします。総体的に、本年は、4月から5月中旬の低温の影響によりまして、播種作業、生育がおくられておりました。5月下旬からの気温上昇によりまして、一部の作物を除き、回復傾向にあります。

品目別に申し上げます。デントコーンにつきましては、5月下旬に降雨が少ないことから、播種作業は平年並みで進行しておりました。播種後の気温が低いことから、出芽は平年よりも1日おくれの予測となっております。次に、ビートの播種は、ややおくれて推移しておりましたが、発芽状況は比較的良好となっております。次に、牧草は、5月の気温

が低かったことに加えまして、降水量が少なかったことから、生育がおくれ、草丈は平年よりも低く推移しております。5月下旬に天候が少し回復したため、6月1日現在では平年並みとなっております。次に、秋まき小麦につきましては、調査時点では平年より2日ほどおくれしておりましたが、回復傾向にあります。最後に、アスパラガスにつきましては、4月から5月の低温と水不足によりまして、生育が大幅におくれしており、予定した収穫量を大きく下回る見込みとなっております。

以上で、行政報告を終わります。なお、お配りしてあります発注一覧表につきましては、後ほどごらんいただければ幸いと存じます。

以上で終わります。

◎教育関係行政報告

○議長（宮川 寛君） 次に、教育委員長から教育関係行政報告があります。

石橋教育委員長。

○教育委員長（石橋 勉君）〔登壇〕 3月定例会以降本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。まず、書面の中から1点、御報告いたします。

3月27日に陸別町教職員離任式を、4月4日には平成25年度陸別町教職員着任式を挙行いたしました。着任式では、4月1日付教職員人事異動によりまして、新しく陸別小学校に着任されました横山校長、木下教諭、山口教諭と、陸別中学校に着任されました桜井教頭、西山教諭、土谷養護教諭の6名に対して、北海道教育委員会からの辞令を公布いたしました。着任されました6名の教職員には、陸別での御活躍を期待申し上げたところであります。なお、本年度の教職員数は、陸別小学校が12名、陸別中学校が14名となっております。

次に、口頭で1点報告いたします。平成25年度5月1日現在の学校基本調査によりまず児童生徒数について御報告いたします。まず、陸別小学校は8学級で、普通学級が6、特別支援学級が2であり、児童数は92人であります。内訳は、1年生15人、2年生は17人で、普通学級16人、特別支援学級1人、3学年は13人、4学年は12人で、普通学級11人、特別支援学級1人、5学年は16人、6学年は19人であります。次に、陸別中学校は、5学級で、普通学級が3、特別支援学級が2であり、生徒数は53人であります。内訳は1学年18人、2学年は20人で、普通学級19人、特別支援学級1人、3学年は15人で、普通学級14人、特別支援学級1人であります。以上が児童生徒数であります。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の追加は、本日午後5時までに提出してください。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、5番七戸議員、6番村松議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、6月7日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

村松委員長。

○6番（村松正敏君）〔登壇〕 平成25年陸別町議会6月定例会の運営について、去る6月7日に開催しました議会運営委員会において慎重に協議しました結果について報告いたします。

今定例会における町長から配付のありました案件は、議案8件と諮問1件の合わせて9件であります。議会関係では、一般質問2名、発議案1件、意見書案3件であり、合計いたしますと15件であります。議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、会期につきましては、お手元にお配りしました予定表のとおり、本日から6月13日までの3日間とすることに決定いたしました。

次に、議案の一括議題については、議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものについては一括することとし、議案第40号、議案第41号の規約の変更について並びに平成25年度補正予算5件を一括して説明を受けることとし、質疑、討論、採決は別々に行うことにしましたので、御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から6月13日までの3日間とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月13日までの3日間とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第39号財産の取得について

○議長（宮川 寛君） 日程第3 議案第39号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第39号財産の取得についてでございますが、平成25年6月4日執行の町有公用車両、スクールバス購入の入札に係る落札者と本契約を締結するため、条例の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、副町長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第39号について御説明をさせていただきます。

議案第39号財産の取得について。

次により、財産を取得するものとする。

1、財産の区分。町有公用車両（スクールバス）、これは、平成2年に購入した西斗満線のスクールバスの更新であります。

2、財産の規格、数量。スクールバス、中型バス38人乗り、1台。これについては、町外業者2社を指名して入札を執行しております。

3、財産取得予定価格、金1,979万2,500円なり。

4、財産取得の相手方、帯広市西19条北1丁目7番6号、東北海道日野自動車株式会社帯広支店取締役支店長鹿嶋彰でございます。

この納期につきましては、本日議決をいただきましたならば、本契約を結んで、11月30日までの納期となる予定であります。これについては、下取り方式で入札を執行しております。参考までに、落札率については92.35%であります。

なお、説明資料1に仕様書を添付しておりますので、後ほどごらんをいただきたいというふうに思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。以後、御質問により、お答えをしていきたいと思っておりますので、御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第39号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第39号財産の取得についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第40号北海道市町村総合事務組合規約の変更について

◎日程第5 議案第41号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（宮川 寛君） 日程第4 議案第40号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第5 議案第41号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第40号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、さらに、議案第41号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてでございますが、議案第40号につきましては、北空知圏学校給食組合の加入に伴いまして北海道市町村総合事務組合規約別表の変更について協議するため、本案を提出するものであります。議案第41号につきましては、同じく北空知圏学校給食組合の加入に伴いまして、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約別表の変更につきまして協議するため、本案を提出するものであります。

内容につきましては、総務課長のほうから説明をしたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） それでは、私のほうから、議案第40号、議案第41号の説明をいたしたいと思えます。

最初に、議案第40号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

資料のナンバー2を御参照をしていただきたいと思います。右が現行で、左側が改正案で、下線を引いてある箇所が今回の改正箇所でございます。

別表第1中「空知総合振興局（34）」を「空知総合振興局（35）」に改め、「空知中部広域連合」の次に「、北空知圏学校給食組合」を加える。

別表第2第9項中「空知中部広域連合」の次に「、北空知圏学校給食組合」を加えるであります。

今回の北海道市町村総合事務組合の規約の一部変更につきましては、先ほど提案理由でも申し上げましたが、本町が加入しております北海道市町村総合事務組合に、新たに北空知圏学校給食組合が加入することに伴い、共同処理する団体の変更について協議するものでございます。

地方自治法第286条第1項につきましては、組織事務及び規約の変更にかかわる条文でございます。この条文につきましては、一部事務組合はこれを組織する地方公共団体の数を増減もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないという条文のもと、今回議決をいただくものでございます。

別表第1は、組合を組織する地方公共団体であり、改正案の空知総合振興局の(35)というのは、加入数をあらわしております。今回、新たに1組合が加入するということでございますので、(34)から(35)の改正となります。新たに、加入する北空知圏学校給食組合は、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町の1市4町で組織された組合でございます。

別表第2の第9項では、共同処理する事務の内容で、その共同処理する団体に、今回、北空知圏学校給食組合を新たに加えるものでございます。

なお、附則として、この規約は地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から施行するでございます。

続きまして、議案第41号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを御説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を次のように変更する。

資料のナンバー3を御参照してください。右側が現行で、左側が改正になっております。

別表第1に「北空知圏学校給食組合」を加える。

議案第41号につきましては、先ほどの議案第40号と同様に、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約の一部の変更は、本町が加入しております北海道町村議会議員公務災害補償等組合に、新たに北空知圏学校給食組合が加入することに伴い、変更について協議するものでございます。なお、地方自治法第286条の第1項と北空知圏学校給食の説明につきましては、議案第40号で説明したとおりですので、割愛とさせていただきます。

なお、附則として、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます、御質問によりお答えしていきたいと思しますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第40号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第40号北海道市町村総合事務組合同規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第41号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第41号北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第42号平成25年度陸別町一般会計補正予算（第2号）

◎日程第 7 議案第43号平成25年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）

◎日程第 8 議案第44号平成25年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

◎日程第 9 議案第45号平成25年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎日程第10 議案第46号平成25年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮川 寛君） 日程第6 議案第42号平成25年度陸別町一般会計補正予算（第2号）から日程第10 議案第46号平成25年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）まで、5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第42号平成25年度陸別町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,547万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億4,314万7,000円とするものでございます。

続きまして、議案第43号平成25年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億427万5,000円とするものでございます。

続きまして、議案第44号平成25年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ466万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,915万7,000円とするものでございます。

続きまして、議案第45号平成25年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,371万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,698万円とするものでございます。

続きまして、議案第46号平成25年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,536万2,000円とするものでございます。

以上、議案第42号から議案第46号まで、5件一括上程をさせていただきたいと存じます。内容につきましては、それぞれ副町長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、私のほうから、議案第42号から46号まで一括説明をさせていただきます。

まず、議案第42号平成25年度陸別町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項でありますけれども、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごと

の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、7ページをお開きいただきたいと思います。

2、歳出であります。今回、各科目ごとに、2節の給料、それから3節の職員手当等、4節の共済費などを計上しておりますが、これは、4月1日人事異動に伴う人件費の調整、それから、例年、毎年ですが、共済組合の負担率の改正に伴っての共済組合費の補正も含まれております。なお、20ページから給与費明細書をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

1款議会費1項議会費1目議会費、4節共済費3万4,000円。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2節給料218万9,000円、3節職員手当等166万円、4節の共済費83万円。これは、それぞれ先ほど説明させていただきました人件費に係る補正となります。それから、7節の賃金12万4,000円の減額であります。これは臨時事務員賃金であります。これから説明する15ページの林道新設改良費の7節との科目振りかえによる減額となります。

5目財産管理費13節委託料39万円。これは設備改修でありまして、実は、小利別集会場の横のほうに温度計モニュンメントがありますが、その基礎の部分が壊れていることがわかりまして、その補修費用39万円であります。それから、25節の積立金50万円、ふるさと整備基金積み立て、これは、寄附2件の積み立てとなります。

それから、6目の町有林野管理費、これにつきましては、11節需用費、13節委託料と補正をしておりますが、これは、野ネズミの被害に伴う補正となります。今回、野ネズミの駆除について、当初予算では1回分を見ておりましたけれども、今回2回目ということで、1回分を今回補正をするものであります。

それでは、資料ナンバー4をお開きください。事前に配付しましたA4の資料は、ちょっと小さいものですから、本日、拡大版を配付させていただいているというふうに思いますので、これで説明をさせていただきたいと思います。

資料ナンバー4ですが、右側の下のほうに黒く塗り潰したところが民有林、被害地になります。それから、区域面積としては336.97ヘクタール。実被害面積が151.10ヘクタール。それから、丸で囲っている部分が町有林。町有林野管理費に相当する科目のところではありますが、41.03ヘクタール。実被害面積が12.46ヘクタールとなります。それで、まず白く、黒枠で囲っている部分、左側のほうにちょっと離れてありますが、これは太辛分収林になります。これは、被害区域面積は27.65ヘクタール、実被害面積が8.32ヘクタールになります。それから、中ほどに2カ所ありますが、これは弥生団地のところです。区域面積が12.3ヘクタール、被害面積が3.92ヘクタールです。ちょっと下のほうに、ちょっと見づらいなのですが、1カ所ございます。これは旧鉄道林でありまして、恩根内になります。これは、区域面積が1.08ヘクタール、被害面積が0.22ヘクタールであります。

それで、被害額につきましては、国営保険の算出法に基づいて試算をしたわけですが、

町有林につきましては1,471万1,000円の被害額、民有林については1億2,277万2,000円の被害額、合わせて1億3,748万3,000円の被害額と、このように試算を出しているところであります。

予算書のほうに戻っていただきたいと思えます。予算書8ページになります。

11節の需用費で18万7,000円、消耗品であります。これは、1回追加する分の薬剤費であります、140キロ18万7,000円。それから、委託料37万4,000円、これは野そ駆除事業であります。当初予算では1ヘクタールの単価を1,550円で見えておりましたけれども、今回単価の改正がございまして、1ヘクタール当たり1,800円に改正になっております。したがって、当初予算で1回見ている分、173.53ヘクタールでありますけれども、その差額250円と、173.53ヘクタールの消費税で4万5,552円、それから、今回1回追加する分、これが1,800円の173.53ヘクタールの消費税で32万7,972円、合わせて37万4,000円の補正をお願いするものであります。

それから、7目企画費8節報償費99万円、謝礼金であります。実は議会にも報告させていただいておりますけれども、9月7日、8日に松本零士さんが陸別町を訪問する予定で、今、打ち合わせを進めております。それで、謝礼金が90万円、それから、旅費相当分が9万円の合わせて99万円であります。

それから、12目銀河の森管理費4節共済費、これは、職員の共済費であります。次のページ、11節88万2,000円、修繕料。これは、銀河の森専用水道の修繕でありまして、配水池の投げ込み式の水位計がありますが、その水位計のケーブルが切れまして、修繕をしなければ天文台のほうに水が行かないということがありますので、その修繕費用88万2,000円であります。

それから、2款の総務費2項徴税費1目税務総務費、これは、3節職員手当等、4節共済費とも職員の人件費。

それから、次の3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、この共済費も職員に係る分でございます。

次のページ、4項選挙費1目選挙管理委員会費4節共済費、それから3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費2節給料、3節職員手当等、4節共済費については、職員の人件費に係る補正となります。

次のページ、11ページですが、2目老人福祉費22節補償補填及び賠償金8万2,000円。車両事故であります。先ほど、町長の行政報告にありました、3月9日の公用車の事故に係る賠償金となります。8万2,000円あります。なお、車両の修繕については、24年度予算の中で修繕を済ませております。

それから、3款民生費2項児童福祉費2目児童福祉施設費4節共済費、それから、3項国民年金費1目国民年金事務取扱費4節共済費、これも、それぞれ職員に係る補正となります。

次のページですが、4款衛生費1項保健衛生費1目の保健衛生総務費2節給料、3節職員手当等、4節共済費、これらについては職員の人件費の減額補正となります。

5目診療諸費28節繰出金41万6,000円、これは国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金であります。

それから、次のページですが、3項水道費2目水道費28節繰出金6万3,000円、これは簡易水道事業特別会計への繰出金となります。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費4節共済費、それから、2目農業総務費2節給料、3節職員手当等、次のページの4節共済費につきましては、職員の人件費に係る補正となります。

それから、8目農畜産物加工研修センター管理費4節共済費1万3,000円ですが、そのうち、上段の、上のほうの共済組合費1万2,000円、これは職員に係る共済費となります。その他共済費、社会保険料1,000円、これは下のほうに、下段にあります。賃金、臨時作業員賃金に係る労災保険料1,000円となります。7節賃金21万9,000円、これは、当初予算において、シカ肉ジャーキー、乳製品などで、年間360時間を見まして、26万2,440円計上させていただきましたけれども、今回、シカ肉ジャーキーの増産に伴いまして、シカ肉ジャーキーについては480時間、乳製品については180時間、合わせて年間660時間を見込んで、不足分300時間について21万8,700円の補正をお願いするものであります。12節役務費1万2,000円、これは通信運搬費でありまして、シカ肉ジャーキーの送料となります。16節原材料費43万円、その他材料費であります。当初、シカ肉の購入を150キロ見ておりましたけれども、今回580キロ、430キロ分の差額43万円の追加をお願いするものであります。

6款農林水産業費の2項林業費1目林業振興費19節負担金補助及び交付金573万円、これは補助金であります。先ほど、資料4で説明をさせていただきました、黒く塗り潰したところが民有林であります。この空中散布に係る補助金であります。当初予算においては、ヘクター当たりの単価を3,060円で見えておりましたけれども、単価改正がありまして3,322円、その差額262円のアップがありまして、当初予算で見ている分8万2,399円の補正と、今回1回追加する分3,322円の1,700ヘクター、564万7,000円を合わせて、573万円の補正をお願いするものであります。

それから、3目林道新設改良費、これについては、説明資料5の1をお開きいただきたいと思えます。資料ナンバー5の1ですが、林業専用道ということで、新規事業ということになります。昨年道とも協議をしてきましたけれども、この林業専用道の目的、規格等々、ここに記載をしております。事業名としては、林業専用道勲祢別線開設事業ということになります。幹線林道につきましては川向勲祢別線、弥生勲祢別線となります。

それで、5の2を開いていただきたいと思えます。5の2が箇所図となります。まず、上のほう、林道弥生勲祢別線、これは幹線林道、それから、下のほうに林道川向勲祢別線、これは幹線林道となります。これを補完する部分で、林業専用道勲祢別線開設事業と

しております。この事業につきましては、工事の実施は26年度から3年間、予定をしております。今年度につきましては、全体計画の策定と測量設計で総延長3,400メートルについて、今回予算を見ているところであります。3年間の全体事業費としては、おおむね8,500万円程度ということになります。

それから次のページ、資料6をお開きいただきたいと思います。資料6につきましては、林道ポイントマム川沿線の改良事業であります。この事業についても、25年度、26年度、27年度の3年間で実施するものであります。今年度につきましては、ここに書いてありますが、25年度、延長650メートル、それから、26年度は580メートル、27年度570メートルということになります。予算書にありますが、今年度の650メートルに係る工事請負費としては、1,372万8,000円の予算を計上させていただいております。ちなみに、25年度から27年度までの全体事業費としては、大体3,600万円程度ということで、今のところは予定をしております。

それでは、予算書15ページにお戻りいただきたいと思います。

予算書、7節賃金12万4,000円、9節旅費30万2,000円、11節需用費23万9,000円、13節委託料2,100万円、14節使用料及び賃借料17万6,000円、15節工事請負費1,372万8,000円、これは林道ポイントマム川沿線の延長650メートルに係る工事請負費であります。林業専用道勲祢別線開設事業に係る予算は、まず、旅費の9節で26万8,000円、これは道庁との打ち合わせですとか、そういう旅費になります。それから、13節委託料、全体計画3,400メートルに係る測量設計ということで2,100万円を、林業専用道勲祢別線開設事業では今回予算を計上させていただいております。それから、林道ポイントマム川沿線の改良事業につきましては、7節賃金12万4,000円、これは、先ほど総務費で説明させていただきましたけれども、この1カ月分の賃金、総務費との科目振りかえによる調整であります。それから、9節旅費で3万4,000円、11節で23万9,000円、消耗品費21万1,000円、燃料費2万8,000円。それから、14節、17万6,000円、これは複写機使用料、車両借上料であります。そして、15節の1,372万8,000円、合わせて、林道ポイントマム川沿線改良事業では1,430万1,000円を、今回計上させていただいております。

次のページになります。

7款商工費1項商工費1目商工総務費2節給料から3節職員手当等、4節共済費については、職員に係る人件費の減額となります。3目観光費19節負担金補助及び交付金7万9,000円、技能講習受講料、これは4月1日の人事異動に伴いまして、ショベル運転の講習受講料であります。2人分であります。

それから、次のページ、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費4節共済費は職員に係る分。2項道路橋りょう費2目道路維持費15節工事請負費329万2,000円、町道法面補修工事でありますけれども、資料ナンバー6をごらんをいただきたいと思います。下段がこの予算に係る箇所図でありまして、町道維持補修事業とあります。延長とし

では48メートル、融雪による決壊が主な要因となっています。それから、4目道路新設改良費14節使用料及び賃借料9万2,000円、車両借上料、これは先ほど説明させていただきました林道新設改良費への振りかえによる減額となります。それから、5項下水道費1目下水道費28節繰出金11万5,000円、これは公共下水道事業特別会計への繰出金となります。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費2節給料から3節職員手当等、4節共済費につきましては、職員に係る人件費の補正となります。

それから、次のページになります。3目教育振興費19節負担金補助及び交付金で14万円、これは学校教育推進協議会に対する交付金でありまして、資料ナンバー7に、平成25年度中1ギャップ問題未然防止事業として資料を添付しておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。この14万円については、全額、補助金が歳入として入ります。

それから、10款教育費3項中学校費1目学校管理費4節共済費については、職員に係る補正であります。

以上で歳出を終わりました、次に、歳入5ページお開きください。

1、歳入。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税であります。既定額20億9,031万円ですが、これは、内訳として、普通地方交付税が19億1,031万円、それと特別地方交付税が1億8,000万円です。今回、普通地方交付税で2,135万4,000円を補正をさせていただきます、補正後の金額としては、普通地方交付税が19億3,166万4,000円、それと、特別地方交付税1億8,000万円を合わせて21億1,166万4,000円の額となります。ちなみに、今回の補正におきまして、交付税は、歳入に占める割合としては約54%となっております。

13款国庫支出金3項委託金3目教育費委託金1節教育総務費委託金14万円、中1ギャップ問題未然防止事業であります。

それから、14款道支出金2項道補助金4目農林水産業費補助金、まず、1節農業費補助金560万円、これは地域づくり総合交付金でありまして、これは、加工センターの改修に係る道の補助金であります、560万円。それから、2節林業費補助金1,642万円、内訳としては、歳出で説明させていただきました、経営林道ポイントマム川沿線改良事業補助金520万円、それから、エゾシカ被害防止緊急捕獲事業補助金72万円、これは当初予算で800頭分を見ておりますけれども、それに係る補助金となります。それから林業専用道敷別線開設事業補助金1,050万円です。

それから、16款寄附金1項寄附金2目指定寄附金1節総務費寄附金10万円、これは、ふるさと整備基金となります。寄附1件です。それから、2節教育費寄附金40万円、学校施設整備ということで、寄附1件です。

19款諸収入5項雑入3目雑入5節雑入146万円の補正ですが、ここに記載のとおり

り、3月9日の公用車の事故に係る共済給付金が34万8,000円、それから、加工品等販売代金、これはシカ肉ジャーキーの販売収入になります、これが111万2,000円。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第43号の説明に移ります。

議案第43号平成25年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項であります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費2節給料、3節職員手当等、4節共済費については、4月1日人事異動に係る補正等でございます。給与費明細書は、6ページからつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。13節委託料9万9,000円、これは設備改修でありまして、実は、診療所に自動火災報知器が3台ありますが、そのバッテリーですが、平成16年に設置してから9年が経過しまして、劣化が進んでいるということで、その交換業務であります。

以上で歳出を終わりました、歳入に移ります。4ページになります。

歳入については、一般会計からの繰入金で財源充当するというので、一般会計からの繰入金41万6,000円の補正をお願いするものであります。

以上で議案第43号を終わりました、次に、議案第44号の説明に移ります。

議案第44号平成25年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は「第2表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、6ページをお開きいただきたいと思っております。

2、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費4節共済費については、職員の人件費に係る補正でありまして、7ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

2款施設費1項施設管理費2目施設新設改良費13節委託料157万3,000円、これは調査設計。それから、15節工事請負費、配水管布設がえ、307万3,000円、これは延長110メートルでありますけれども、資料の8をお開きいただきたいと思いま

す。説明資料 8 は、配水管整備事業・下水道建設事業ということで、元町地区の水道・下水道管の新設位置図であります。上側が町道川向栄町線となっております、今回補正をお願いするのは、この実線で囲っている部分のところに点線で引いておりますが、この水道管を 110メートル布設がえするものであります。実は、この土地は陸別町農協の土地でありまして、この図面の下のほうに「H25住宅建設」と書いてありますが、これは農協で、今年度、一棟 3 戸の住宅を建設する予定になっております。単身用 2 戸と世帯用が 1 戸であります。それで、この農協の土地については、これは道路用地となりますけれども、今、農協のほうで分筆登記を進めておりまして、それが終了した時点で、町のほうに寄附を受ける形になります。町が寄附を受けてから、所有権の移転登記を済ませてから、この工事に入っていきたいという内容であります。

簡水会計の歳入、5 ページをお開きいただきたいと思います。

1、歳入。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金、一般会計からの繰入金 6 万 3,000 円であります。

6 款町債 1 項町債 1 目簡易水道事業債 460 万円、配水管整備事業であります。過疎債が 230 万円、簡易水道事業債が 230 万円ということになります。

予算書 4 ページをお開きください。

4 ページは、第 2 表地方債の補正であります。これは変更になります。

起債の目的、過疎対策事業債、配水管整備事業 650 万円を当初見ておりましたけれども、今回 230 万円を増額します、880 万円。同じく簡易水道事業債、配水管整備事業で、当初予算では 650 万円でしたが、今回、同じく 230 万円を増額して 880 万円、トータルでいけば補正前が 1,300 万円でありましたけれども、補正後は 460 万円増の 1,760 万円となるものであります。ちなみに、簡易水道事業債につきましては、償還が 30 年、据え置き 5 年間であります。元利償還の 2 分の 1 相当額が特別交付税措置されるという内容になります。

以上で議案第 44 号の説明終わりました、次に、議案第 45 号の説明に移ります。

議案第 45 号平成 25 年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債であります。

地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

事項別明細書、歳出、6 ページをお開きください。

2、歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、これは職員に係る共済費の補正でありま

す。給与費明細書は7ページにありますので、後ほど参考にしていただきたいと思います。

3款事業費1項下水道整備費1目下水道建設費、13節委託料270万円、これは、実施設計151万2,000円、地質調査で118万8,000円。それから、15節工事請負費で1,100万円、汚水管の管渠の新設工事であります。延長は110メートルであります。箇所につきましては、説明資料8をごらんいただきたいと思います。

それでは、歳出を終わります、歳入、5ページに行きます。

1、歳入。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、一般会計から11万5,000円を繰り入れるという内容であります。

7款町債1項町債1目の下水道事業債1節下水道事業債1,360万円、特定環境保全公共下水道事業であります。これについては、過疎債が680万円、下水道事業債が680万円となります。なお、8月上旬に、道のほうに計画図の変更申請をしまして、9月末には補助金があるということで、2分の1分ですけれども、それによってまた、確定することに伴って財源調整が出てくるかなというふうに思っております。

それでは、歳入の4ページをお開きください。

4ページは、第2表地方債であります。過疎対策事業、特定環境保全公共下水道事業680万円、それから、下水道事業、特定環境保全公共下水道事業680万円、合わせて1,360万円あります。償還は30年で、据え置きが5年、借入額の80%が交付税に算入されるという内容であります。起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行、利率については、4%以内、それから、償還の方法はここに記載のとおりであります。

以上で議案第45号の説明を終わります、次に、議案第46号の説明に移ります。

議案第46号平成25年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第2項であります、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2、歳出でありますけれども、今回、今年度、25年度予算におきまして、後期高齢者支援金、それから、前期高齢者納付金の25年度分の額が確定したことが補正予算の要因であります。金額は小さいのでありますけれども、4款の前期高齢者納付金、これについては、8月納付分から予算が不足するということが判明しましたので、今回、少額でありますけれども、補正予算として追加をさせていただきました。

3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金19節負担金補助及び交付金で、医療費拠出金3万1,000円の追加であります。当初予算では4,258万2,000円を計上しておりましたけれども、今回、確定額が4,261万3,000

円であります。それで、不足分の3万1,000円の補正をするものであります。

4款前期高齢者納付金等1項前期高齢者納付金等1目の前期高齢者納付金19節負担金補助及び交付金2万6,000円、医療費拠出金であります。当初予算では1万3,000円を計上しておりましたけれども、確定額が3万9,000円ということで、2万6,000円が不足するために補正をお願いするものです。先ほど説明させていただきましたけれども、6月から毎月納付になりますけれども、それで、8月の時点で予算が不足するというので、今回補正をさせていただきます。

以上で歳出を終わります。歳入、4ページをお開きください。

1、歳入。

1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税1節現年課税分、一般被保険者高齢者支援分2万6,000円、これは見込み増に伴います。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金1節現年度分11万7,000円、これは療養給付費等負担金の収入見込み増に伴う補正となります。

4款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金1目前期高齢者交付金1節前期高齢者交付金、8万6,000円の減額でありますけれども、当初予算においては7,829万8,000円を見ておりましたけれども、7,821万2,000円に額が確定しておりますので、8万6,000円を今回減額をするものであります。

以上で、議案第42号から議案第46号までの説明を終わらせていただきます。

以後、御質問によってお答えをしていきたいというふうに思っておりますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第42号平成25年度陸別町一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、7ページからを参照してください。

1款議会費、7ページから、2款総務費、10ページ中段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、3款民生費、10ページ中段から4款衛生費、13ページ中段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、6款農林水産業費、13ページ中段から7款商工費、16ページまで。

3番多胡議員。

○3番（多胡祐司君） それでは、15ページの林業費の野ネズミ駆除についての573万円についてお尋ねをいたします。

まず、1700町にヘリコプターで散布をするということで、先ほど被害額から何から出たのですけれども、今、民と町とでカラマツの面積というのは一体幾らあるのか。それと、今年度、最近多い野ネズミの、特に原因は何なのかと、それと、あと、1年生、2年生の植林した苗が、ほとんど壊滅的状况で、全てだめで植え直すということで、カラマツを植える場合に、一応そういう場合に保険の適用だとか、そういうのはないものなのか、もし、なければ、苗の供給ぐらい考えておられるのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） お答えします。

カラマツの民有林と町有林のそれぞれの面積につきましては、申しわけございません、ただいま手元に資料がございませんので、後ほどお答えいたしたいと思っております。

野ネズミのふえた原因でありますけれども、今までは10年サイクルで大発生があったりしていましたが、最近は、そのサイクルが短くなってきております。今回は、4年ぐらいのサイクルで大きな被害を受けているというような状況になっております。これらにつきましては、詳しい要因というのが、まだはっきりしておりませんが、季節的な要因が大きいのではないかとされておりまして、例えば、雪が多く、ことしも雪が多かったわけですが、雪が多い場合にネズミが外敵に襲われにくくなりまして、雪の中に潜って行動して、その間に木を食べてしまうというような状況になっているのかなというふうに思われております。

それと、1、2年生で、大きな被害を受けて植えかえをしなければいけないというものにつきましては、野ネズミ等の獣害につきましては国営保険の対象にはなっておりませんので、自己負担というふうになってしまいますけれども、植え直しの際に、再度、国の補助金並びに道、町の補助金が出まして、町の民有林造林促進事業につきましても、前回の野ネズミの被害を受けた後に、それまで気象被害よりもちょっと補助率を下げたような状態があったのですが、それを気象被害よりもちょっと上回るようなぐらいの補助率に改正しておりますので、そちらのほうで対応していただくというような形になっております。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡祐司君） それで、全体の面積を把握できたならば、やはり被害に遭う遭わないでなくて、全町的にその野ネズミの駆除をすることを考えているのか、例えば、私がしても、私の隣の山林がしなかったら、当然、野ネズミの被害が出るわけですね。だから、全町的に野ネズミの被害を、町として守るのか、そういうお考えはあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 全町的に守るのが望ましいことではありますけれども、それぞれの所有者の考え方ですとか、葉をまくのに適している樹種、そうでない樹種等もありますので、今回につきましては、2回目の散布につきまして町のほうで助成をするということを行いまして、今まで1回まきが基本だったのですけれども、それを2回まき、さらにそういった条件があるということで、今までまかなかったような人たちにも、ぜひ散布について推進していただくということで考えております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 多胡議員、面積がわかれば、また質問があるということですか。

○3番（多胡祐司君） いや、総体的な割合を知りたかった、全町で何ぼあって、今の被害面積が……。

○議長（宮川 寛君） 後で直接、返答するというのでいいですか。

○3番（多胡祐司君） はい。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、8款土木費、17ページから10款教育費19ページまで。

1番本田議員。

○1番（本田 学君） 19ページ、10款教育費、3目教育振興費の交付金、学校教育推進協議会ということで14万円、これは、中学生の中1ギャップということで、ここには不登校等々書いてありますが、僕の認識の中には、不登校というのは1日行かなかったら不登校なのか、1週間が不登校なのかという位置づけがさまざまあるのかと思いますが、陸別中学校には不登校があると思っておりますが、どういう認識なのかお伺いしたいです。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 陸別中学校における不登校の現状ということでありますけれども、教育委員会で把握している内容では、陸別中学校には不登校が存在しているということで、今、長期の者については1名おります。この不登校につきましては、新年度も始まりまして、全く登校日がないというわけではありませんけれども、ほぼ全ての日に近いような状況での不登校がいるというような状況であります。加えまして、最近休みがちな生徒もいるということも現実であるというような状況であります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1番本田議員。

○1番（本田 学君） そこで、中1ギャップって本当に起こり得るといえるのか、物すごく気になっていたことでありまして、この取り組みは今始まったことではなくて、陸別の、管内でも有名な小中連携教育ということは、群を抜いて陸別の取り組みはすばらしいというのもわかっております。やはり、6年生から中1になるときに、どうしてもギャップと

うか、親でも、こんなに変わってしまうのかというぐらいのことは痛感しているところでありまして、なお一層、先生たち、もちろん今、努力はしていると思うのですが、ちょっとした工夫で、小学校、もし、6年生、今、もう、1クラスしかありませんし、そこで、次の、内々の人事のことにもかかわることだと思っておりますが、6年生を頻繁に、研究会以外にでも、ちょっと先生たちが興味を持ってのぞいてみるとか、より密な、もっと先生同士の連携を図っていただければなど。実際、今もやっていると思うのですが、より一層やってほしいなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 中1ギャップの関係でありますけれども、今回、資料の7を配付させていただいております。この資料を使いながら、説明をしたいというふうに思っております。

中1ギャップにつきましては、この資料の上のほうで、冒頭で、中1ギャップとはというように明記をされております。この内容につきましては、昔からこういうことはあったということでありまして、私が把握している中では、この中1ギャップという名称が使われ始めたのは10年ちょっと前くらいで、こういう名称が使われて、問題意識が拡大していったというような状況であります。

これは、議員のほうからも質問がありましたとおり、小学校6年生から中学生に上がったときに、学習や生活の変化になじめないというような状況があります。これを起因として不登校になっているというような状況がありますけれども、現状、こちらのほうで把握している内容では、現在いるその生徒、実際にいるところでありますけれども、個々の関係での原因がというのは、今、押さえておりません。なかなか、不登校についてはデリケートなところもありますけれども、現状ではなかなか、例えば、いじめがあるだとか、明確な理由での不登校であるというところが、まだ原因がつかめていなくて、学校長を初め担任も含めて、その対応に努力しているところであります。

特に学校の習慣になじめないというところでありまして、小学校では、御承知のとおり、1年生から6年生までということで、幼少時、学校の先生も、小学校時代につきましては、児童と寄り添って生活をすると、学習をするというような状況でありますけれども、今度、中学校では、逆にそのところから、寄り添うところから、自分で考える、自分で行動する、このところが大きな違いになっているかというふうに思います。このところで学習や生活の変化になじめないというような状況が出ていて、これが問題化したときに不登校につながるケースがあるということでありまして。

ただ、幸いなことに、陸別町におきましては、その点については、今、大きな問題になっているというような事例はないところではありますけれども、従前から、陸別町におきましては、小学校、中学校各1校ずつということでありますので、小学校、中学校の連携した取り組みについては従前やっているところでありますけれども、今回、この国の補助事業の採択を受けまして、よりレベルアップを図って、子供たちの学習生活をスムーズ

に進めていけるような努力をしたいということを踏まえまして、この事業に取り組みたいというようなことであります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1 番本田議員。

○1 番（本田 学君） 国の要綱だとか、いろいろあると思うのですが、ここは、陸別町独自の、より一層きめ細かな、これだけの人数しか、中学生も53名ですか、先ほどの報告でありまして、より一層密な教育をして、陸別らしい中1ギャップの解決の仕方とか、そういうことができると思うのですけれども、そういうことを希望したいと思います。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 今回、この名称が中1ギャップということでありましてけれども、この問題は、中学校だけの問題ではないというふうに捉えております。当然、小学校6年生の時代から中学生になるときの、その過程を、やはり中学校の先生たちも小学校に赴きながら、中学校に行ったら、こういう生活、活動がありますよということを、徐々にならしていく、逆に、中学校1年生になったときに、あなたたちは、もう中学生なのだからという、いきなりの行動ではなくて、中学1年生についても少しずつならしていくながら、最終的には、心の強い、当然、中学校を卒業して、今、ほとんど100%が高校進学でありますけれども、そこで社会に出ても力強く生活できる、そういう子供たちを育てていきたいということで、今後も努力していきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、歳出全般について行います。ただし、款ごとの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみといたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、5ページからを参照してください、6ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、以上で、歳入についての質疑を終わります。

最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから、討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第42号平成25年度陸別町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第43号平成25年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第43号平成25年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第44号平成25年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから6ページを参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

4ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第44号平成25年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第45号平成25年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから6ページを参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

4ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第45号平成25年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第46号平成25年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第46号平成25年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎散会の議決

○議長(宮川 寛君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎散会宣告

○議長(宮川 寛君) 本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時49分